

大阪国道事務所管内道路照明施設整備等
P F I 事業の実施に関する方針

令和 7 年 6 月

[令和 7 年 7 月24日版]

国土交通省 近畿地方整備局

目 次

第1章 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 特定事業の事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類.....	1
(3) 事業の対象となる公共施設等の名称.....	1
(4) 公共施設等の管理者等.....	1
(5) 事業目的.....	1
(6) 特定事業の概要.....	2
(7) 事業方式及び権利関係.....	3
(8) 事業期間.....	3
(9) 事業スケジュール.....	3
(10) 事業者への支払い.....	3
(11) 本事業の実施に関する協定等.....	4
(12) 遵守すべき法令及び許認可等.....	4
(13) 事業期間終了時の措置.....	4
2 特定事業の選定方法に関する事項.....	4
(1) 選定基準.....	4
(2) 評価方法.....	5
(3) 特定事業の選定結果の公表.....	5
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1 民間事業者の募集及び選定.....	6
2 民間事業者の選定方法.....	6
(1) 入札公告.....	6
(2) 質問受付.....	6
(3) 質問回答.....	6
(4) 第一次審査資料の受付.....	6
(5) 第一次審査結果の通知.....	7
(6) 入札書及び第二次審査資料の受付.....	7
(7) ヒアリング.....	7
(8) 民間事業者の選定.....	7
(9) 第二次審査結果の公表.....	7
3 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール.....	7
4 有識者委員会の設置.....	8
5 提出書類の概要.....	8
(1) 提出書類の内容.....	8

(2) 提出書類の取扱い.....	8
6 応募者の参加資格要件.....	9
(1) 応募者の構成.....	9
(2) 応募者共通の参加資格要件.....	11
(3) 維持補修企業の参加資格要件.....	12
(4) 取替工事企業の参加資格要件.....	17
7 競争参加資格確認基準日.....	21
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項..	22
1 事業者の責任の明確化に関する事項.....	22
(1) 責任分担の基本的考え方.....	22
(2) 想定されるリスクと責任分担.....	22
(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	22
2 事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	22
(1) 契約保証金の納付等.....	22
(2) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置.....	23
(3) 業務の履行の検査等.....	23
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	25
1 事業対象区域に関する事項.....	25
2 本施設の計画に関する事項.....	25
第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	26
1 疑義が生じた場合の措置.....	26
2 管轄裁判所の指定.....	26
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	27
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	27
2 事業の継続が困難となった場合の措置.....	27
(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合.....	27
(2) 近畿地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合.....	27
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合.....	27
3 金融機関等との協議.....	28
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	29
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	29
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	29
3 その他の措置及び支援に関する事項.....	29
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	30
1 問合せ先	30
2 情報公開及び情報提供.....	30
3 実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等.....	30

(1)	実施方針に関する説明会.....	30
(2)	実施方針等に関する質問・意見の受付.....	30
(3)	実施方針等に関する質問回答.....	31
(4)	意見に対するヒアリング.....	31
(5)	実施方針の変更.....	31
4	使用言語	31
5	書類作成に係る費用.....	31
別紙1	事業対象位置図.....	32
別紙2	道路照明一覧表.....	33
別紙3	リスク分担表.....	61
Summary		67

様式1 実施方針説明会参加申込書

様式2 実施方針等への質問書

様式3 実施方針等への意見書

国土交通省近畿地方整備局（以下「近畿地方整備局」という。）は、大阪国道事務所管内において国道道路照明施設の整備・維持補修事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和 6 年 6 月 3 日改正）等に基づき、本事業について、必要となる事項を定めたものである。

第 1 章 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

（１）事業名称

大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業（以下「本事業」という。）

（２）事業の対象となる公共施設等の種類

・ 道路附属物（道路照明）

（３）事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道 26 号、481 号

（４）公共施設等の管理者等

国土交通大臣 中野 洋昌

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘）

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、近畿地方整備局が締結することを予定している。

（５）事業目的

本事業は、平成28年 5 月13日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『L E D等高効率照明が、2030年（令和12年）までにストックで100%普及の実現』に向けて、近畿地方整備局大阪国道事務所管内の道路照明の維持補修を行うとともに、既設未L E D化道路照明をL E D道路照明に取替え、事業期間中引き続き維持補修を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

(6) 特定事業の概要

① 事業対象

本事業は、別紙1「事業対象位置図」に示す事業対象区域に存する道路照明（以下「本施設」という。）の維持補修並びに、本施設のうち未LED化道路照明（以下「LED化対象照明」という。）をLED道路照明（以下「LED化完了照明」という。）に取替える工事をPFI法に基づき実施するものである。

本事業の対象照明は、別紙2「道路照明一覧表」のとおりであり、各対象照明に対する業務区分は下表のとおりである。

事業工程 業務区分	対象照明	合計 2,242灯	取替工事業務の事業期間区分	
			工事期間 (事業契約締結～R9.3月末)	維持管理期間 (R9.4月～事業完了)
維持補修業務	既設LED照明	917灯 (*28基)	○	○
	LED化対象照明	1,325灯 (*46基)	○	—
	LED化完了照明		—	○
取替工事業務	既設LED照明	917灯 (*26基)	—	—
	LED化対象照明	1,325灯 (*46基)	—	—
	LED化完了照明		—	—

○ : 特定事業が対象とする項目。

維持補修業務については、既設LED照明の点検業務や補修工事を含む。また、取替工事業務には、LED化対象照明を支持している照明柱(LED照明灯含む。)の建替え(79基)がある。

△ : 撤去したLED化対象照明(高圧ナトリウムランプ等)の収集運搬・処分を特定事業に含む。

※ : 各照明数量の内のブリンカーライトの基数を示す。

() 内 : 近畿地方整備局が想定する工程期間

② 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

ア 維持補修業務

- a 点検業務
- b 補修工事
- c 道路照明台帳更新・管理業務

イ 取替工事業務

- a 事前調査業務（現地踏査等）
- b LED道路照明灯具等の選定・調達業務
- c LED化対象照明のLED道路照明への取替工事
- d 撤去したLED化対象照明の収集運搬・産業廃棄物処分
- e 道路照明台帳更新業務

（７）事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（O（Operate）＋BTO（Build Transfer Operate）方式）で実施する。

民間事業者は、事業対象区域において、事業契約締結後直ちに本施設の維持補修業務を行う（O方式）とともに、事業期間中にLED化対象照明をLED道路照明に取替える工事を行い、整備完了後に順次、当該LED化完了照明の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、本施設（LED化完了照明を含む。）の維持補修業務を行う（BTO方式）こととする。

（８）事業期間

本事業の事業期間は、近畿地方整備局と民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和17年3月31日までの約9年間で予定する。

（９）事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結	令和8年3月頃
LED化対象照明の取替完了	令和9年3月末
事業完了	令和17年3月末

（１０）事業者への支払い

本事業における民間事業者への支払いは以下のとおりである。

① 維持補修業務に係る対価

近畿地方整備局は、本施設の維持補修業務に係る対価について、事業契約に従い事業契約書に定める額を支払う。

なお、維持補修業務のうち定常的な業務（点検業務及び道路照明台帳更新・管理業務）に係る対価については、事業期間中に亘って均等に支払う予定であり、非定常的な業務（補修工事業務）に係る対価については、本事業開始以前の実績に基づき予め所定の数量を計上し、毎年度末における当該年度の実績に基づき設計変更（精算）する予定である。

② 取替工事業務に係る対価

近畿地方整備局は、ＬＥＤ化対象照明の取替工事業務に係る対価について、ＬＥＤ化完了照明全ての国への所有権移転後、令和９年度から令和１６年度末までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

(１１) 本事業の実施に関する協定等

近畿地方整備局は、ＰＦＩ法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①及び②に掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

近畿地方整備局は、選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、入札公告時に示す予定である。

② 事業契約

近畿地方整備局は、基本協定の定めるところにより、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）との間で事業契約を締結する予定である。ＳＰＣは、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

なお、事業契約書（案）は、入札公告時に示す予定である。

(１２) 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

(１３) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の維持補修業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、本施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業者は、事業契約期間終了日の約２年前から本施設の維持補修業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を近畿地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

２ 特定事業の選定方法に関する事項

(１) 選定基準

近畿地方整備局は、ＰＦＩ法、基本方針及び「ＶＦＭ (Value for Money) に関するガイドライン」（令和５年６月２日改正）等を踏まえ、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

（２）評価方法

近畿地方整備局は、自らが道路照明ＬＥＤ化等の整備等を実施した場合と、民間事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の軽減が期待できる場合にＶＦＭがあるものと評価する。

（３）特定事業の選定結果の公表

近畿地方整備局は、（２）に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、近畿地方整備局のホームページにおいて公表する予定である。なお、客観的な評価を行った結果、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定

近畿地方整備局は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を募集する。なお、民間事業者の選定は、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35条）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）を採用する予定である。

また、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）に基づいて実施する。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 民間事業者の選定方法

近畿地方整備局は、以下に示す手順により民間事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

（1）入札公告

近畿地方整備局は、民間事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、近畿地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜な方法により公表する。

（2）質問受付

近畿地方整備局は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

（3）質問回答

近畿地方整備局は、質問及び質問に対する回答を近畿地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。

（4）第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審

査資料を提出する。

(5) 第一次審査結果の通知

近畿地方整備局は、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

(6) 入札書及び第二次審査資料の受付

競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出する。

(7) ヒアリング

近畿地方整備局は、入札書及び第二次審査資料を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、必要に応じて第二次審査資料の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。

(8) 民間事業者の選定

近畿地方整備局は、入札参加者を対象に、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

(9) 第二次審査結果の公表

近畿地方整備局は、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、各入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び近畿地方整備局のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

3 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール

近畿地方整備局は、以下の手順・スケジュールにより、民間事業者を募集及び選定することを予定している。なお、入札公告・入札説明書等の公表以降の具体的な募集及び選定に関する手順・スケジュールは入札公告時に示す。

日 程	内 容
令和7年6月26日（木）	実施方針等の公表
令和7年6月30日（月）	実施方針等説明会の開催
令和7年6月26日（木） ～7月10日（木）	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和7年7月24日（木）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表
令和7年9月初旬頃	特定事業の選定の公表

令和7年9月中旬頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和7年9月下旬頃	入札説明書等に関する質問受付（1回目）
令和7年10月初旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（1回目）
令和7年10月初旬頃	第一次審査資料（参加表明書等）の受付
令和7年10月下旬頃	競争参加資格確認結果の通知
令和7年11月初旬頃	入札説明書等に関する質問受付（2回目）
令和7年11月下旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（2回目）
令和7年12月初旬頃	入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付
令和8年2月頃	選定事業者の公表

4 有識者委員会の設置

近畿地方整備局は、民間事業者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、次のとおり学識経験者等の外部委員により構成される「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置し、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、国はその経過及び結果を公表する。

【有識者委員会 委員名簿】

甲斐 良隆	京都情報大学院大学 教授
鶴田 浩章	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授
西嶋 淳	大阪商業大学 経済学部 経済学科 教授
松島 格也	京都大学 防災研究所 特定教授

（五十音順、敬称略）

5 提出書類の概要

（1）提出書類の内容

第一次審査資料として、競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及び提案書の提出を求めることを予定している。

なお、詳細については、入札公告時に示す。

（2）提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認めるときは、近畿地方整備局は、当該提出書類の全部または一部を無償で使用するができるものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の公表以外には

使用しない。民間事業者の選定後、選定に至らなかった応募者の提出書類については返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持補修方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

近畿地方整備局は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者独自のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については近畿地方整備局と各応募者との間で協議する。

6 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者は、第1章1(6)②に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

② 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。また、応募企業又は応募グループは本事業を行うためのSPCを設立することとし、構成員は以下の定義により分類される。

ア 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続を行う者

イ 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

ウ 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。（以下、代表企業には応募企業を含む。）

③ 入札参加表明書の提出時には構成員全てを明記し、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。

④ 応募企業又は応募グループは、事業契約締結までに本事業を行うためのSPCを会

社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として設立しなければならない。

⑤ S P C への出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア S P C の株主総会における代表企業及び構成企業が保有する議決権は、全議決権の 2 分の 1 を超えること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ S P C の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで S P C の株式を保有することとし、近畿地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑥ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第 1 章 1（6）②に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

⑦ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局と協議するものとし、近畿地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑧ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑨ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑩ 上記⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、次のアからウまでに該当する者をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

a 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ね

ている場合

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ハ) 会社法第2条第15条に規定する社外取締役

(ニ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

エ 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（２）応募者共通の参加資格要件

代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② PFI法（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（当該手続開始の決定後、近畿地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でな

いこと。

- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（大阪国道管内道路照明施設整備事業支援業務を担当した弁護士に限る。）あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑦ 有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、第2章6（1）⑩に同じ。

（3）維持補修企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1（6）②アに掲げる維持補修業務を実施する者（以下「維持補修企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。

- ① 近畿地方整備局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格「維持修繕工事」の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

なお、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）や地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）が、維持補修企業として本事業の入札に参加することは認めない。

- ② 建設業法に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。
- ③ 平成22年度以降に元請として完成し、引渡し完了した次の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること。

・供用中の道路（道路法上の道路）における道路照明設備の維持修繕又は新設（更新含む。）した工事の実績。

※甲型共同企業体の構成員としての実績は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上の場合のもの、地域JVの場合は出資比率が10%以上のものに限る。

また、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。

※事業協同組合構成員の実績は認められない。

※同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く。）である場合は、低入札工

事以外の工事にあつては、工事成績評定点が 65 点未満でないことで実績とする。また、低入札工事にあつては工事成績評定点が 70 点未満でないことで実績とする。

※第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

- ④ 次のアからオまでの基準を満たす配置予定技術者を配置できること。ただし、事業契約金額の内訳における維持補修業務の金額が 4,500 万円以上の場合は専任で配置できること。

営業所における専任の技術者は配置できない。（営業所とは建設業法第三条第一項に定めるものをいう。）ただし、平成 15 年 4 月 21 日付国総建第 18 号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」に該当する場合は除く。

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者として競争参加資格を認めるものとする。

ア 配置予定技術者の資格等

【監理技術者を配置する場合】

- a 1 級電気工事施工管理技士
- b 技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）
- c 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業 7 業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

【主任技術者を配置する場合】

- a 1 級又は 2 級電気工事施工管理技士
- b 技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）
- c 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業 7 業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。
- d 登録電気工事基幹技能者講習修了証を有する者。（実務経験を有する建設業の種類を電気工事業に限る。）
- e 第 1 種電気工事士の資格を有する者。
- f 第 2 種電気工事士の資格を有し、合格後電気工事の実務経験を 3 年以上有す

る者。

- g 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者の資格を有し、合格後電気工事の実務経験5年以上有する者。
- h 建設業に係る建設工事（電気工事）について、電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
 - イ) 高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）、中等教育学校 5年以上
 - ロ) 専修学校専門課程 5年以上
 - ハ) 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む） 3年以上
 - ニ) 大学（旧大学令による大学含む） 3年以上
 - ホ) 短期大学 3年以上
 - ヘ) 専修学校専門課程の場合で専門士若しくは高度専門士を称する場合 3年以上
- i 電気工事の実務経験を10年以上有する者。

イ 配置予定技術者の工事経験

- a 平成22年度以降に元請として完成し、引渡し完了した上記第2章6（3）③の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。
- b 甲型共同企業体構成員としての経験は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上の場合のもの、地域JVの場合は出資比率10%以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。
- c 明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。
- d 上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、経験として評価する期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。
- e 同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。
- f 低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。
- g 第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡し完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡し完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認め

ない。

ウ 配置予定技術者を監理技術者として配置する場合は、監理技術者資格者証（電気工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ 配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む。）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

オ 在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）に定められた在籍出向等の要件に適合していること。これらの要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。当該要件に適合しない者を配置予定技術者として配置していることが確認された場合は契約を解除する場合がある。

カ 配置予定技術者を配置できない場合の措置

配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む。）については、同一の技術者を重複して他の工事の候補者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む。）を本事業の現場に配置できず、本事業を受注できなくなった場合は、以下の措置をおこなうこと。万一これらの措置を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。なお、配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む。）に複数の候補者を申請している場合は、全ての候補者が配置できなくなったことをいう。

▶ 競争参加資格通知前

第一次審査資料の取り下げを行うこと。

▶ 競争参加資格通知後から入札前

入札の辞退を行うこと。

▶ 入札後から落札者の決定前

配置予定技術者が配置できなくなった（本事業を受注できなくなった）旨を本事業の担当部局に通知すること。

契約後、専任を要する工事の技術者が他工事に兼務している事が判明した場合は、契約解除を行う場合がある。

キ 本業務において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の a から h の要件を全て満たさなければならない。

- a 監理技術者補佐を専任で配置すること。なお、専任で配置する監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係）があること。
- b 監理技術者補佐は、以下の資格のいずれかを有する者であること。
 - イ) 第 2 章 6（3）④アに記載している監理技術者を配置できる場合の国家資格等のいずれかを有している者。
 - ロ) 1 級電気工事施工管理技術検定「第一次検定」に合格した技士補のうち、上記 6（3）④アに記載している主任技術者を配置できる場合の国家資格等のいずれかを有している者。
- c 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼任できる工事の数は、本事業を含め同時に 2 件までとする。なお、兼任する工事の工事種別並びに発注機関（公共・民間等）は問わない。
- d 専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼任できる工事は、工事場所が本事業の実施場所と同一の市町村又は隣接する市町村でなければならない。
- e 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、本事業における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- f 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- g 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- h 本事業以外に専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼任できる工事は、維持工事※以外の工事であること。（※「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）

専任特例 2 号の場合の監理技術者として配置予定（他工事と兼任予定）の場合は、申請書類において専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置の有無を明記すること。

なお、専任特例 2 号の場合の監理技術者として配置予定を行わないと申請した場合でも、契約後に専任特例 2 号の場合の監理技術者として配置することを認める。

(4) 取替工事企業の参加資格要件

代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1(6)②イに掲げる取替工事業務を実施する者(以下「取替工事企業」という。)は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。また、取替工事業務のうち同イbに掲げるLED道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者を取替工事企業とは別に構成員とする場合はこの限りでなく、当該構成員は次の⑤の要件を満たせば良いものとする。

- ① 近畿地方整備局における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格「電気設備工事」の認定を受けていること。

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。

- ② 建設業法に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。

- ③ 平成22年度以降に元請けとして完成し、引渡しが完了した下記の条件を満たす工事(発注機関は問わない。)の施工実績を有すること。

・供用中の道路(道路法上の道路)において、道路照明設備(防犯灯は除く)又は道路トンネル照明設備を新設又は更新した工事。

※甲型共同企業体の構成員としての実績は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上の場合のもの、地域JVの場合は出資比率が10%以上のものに限る。
また、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のみに限る。

※事業協同組合構成員の実績は認められない。

※同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)である場合は、低入札工事以外の工事にあつては、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。また、低入札工事にあつては工事成績評定点が70点未満でないことで実績とする。

※第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

- ④ 次のアからオまでの基準を満たす配置予定技術者を配置できること。ただし、事業契約金額の内訳における取替工事業務の金額が4,500万円以上の場合は専任で配置できること。

営業所における専任の技術者は配置できない。(営業所とは建設業法第三条第一項に定めるものをいう。)ただし、平成15年4月21日付国総建第18号「営業所に

おける専任の技術者の取扱いについて」に該当する場合は除く。

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。

ア 配置予定技術者の資格等

【監理技術者を配置する場合】

- a 1級電気工事施工管理技士
- b 技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）
- c 1級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

【主任技術者を配置する場合】

- a 1級又は2級電気工事施工管理技士
- b 技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）
- c 1級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。
- d 登録電気工事基幹技能者講習修了証を有する者。（実務経験を有する建設業の種類を電気工事業に限る。）
- e 第1種電気工事士の資格を有する者。
- f 第2種電気工事士の資格を有し、合格後電気工事の実務経験を3年以上有する者。
- g 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者の資格を有し、合格後電気工事の実務経験5年以上有する者。
- h 建設業に係る建設工事（電気工事）について、電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
 - イ) 高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）、中等教育学校 5年以上
 - ロ) 専修学校専門課程 5年以上
 - ハ) 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む） 3年以上
 - ニ) 大学（旧大学令による大学含む） 3年以上
 - ホ) 短期大学 3年以上
 - ヘ) 専修学校専門課程の場合で専門士若しくは高度専門士を称する場合 3年以上
- i 電気工事の実務経験を10年以上有する者。

イ 配置予定技術者の工事経験

- a 平成 22 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記第 2 章 6（4）③の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。
- b 甲型共同企業体構成員としての経験は、地域 JV 以外の場合は出資比率が 20%以上の場合のもの、地域 JV の場合は出資比率 10%以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。
- c 明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。
- d 上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、経験として評価する期間に加える場合、期間は年単位とし、1 年未満は切り捨てとする。
- e 同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定点が 65 点未満でないことで経験とする。
- f 低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が 65 点未満でないことで経験とする。
- g 第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しがない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

ウ 配置予定技術者を監理技術者として配置する場合は、監理技術者資格者証（電気工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ 配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出期限の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係）があること。

オ 在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」（平成 13 年 5 月 30 日付け国総建第 155 号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等

について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号）に定められた在籍出向等の要件に適合していること。これらの要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。当該要件に適合しない者を配置予定技術者として配置していることが確認された場合は契約を解除する場合がある。

カ 配置予定技術者を配置できない場合の措置

配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む）については、同一の技術者を重複して他の工事の候補者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む）を本事業の現場に配置できず、本事業を受注できなくなった場合は、以下の措置をおこなうこと。万一これらの措置を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。なお、配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む）に複数の候補者を申請している場合は、全ての候補者が配置できなくなったことをいう。

▶ 競争参加資格通知前

第一次審査資料の取り下げを行うこと。

▶ 競争参加資格通知後から入札前

入札の辞退を行うこと。

▶ 入札後から落札者の決定前

配置予定技術者が配置できなくなった（本事業を受注できなくなった）旨を本事業の担当部局に通知すること。

契約後、専任を要する工事の技術者が他工事に兼務している事が判明した場合は、契約解除を行う場合がある。

キ 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合は以下の a から g の要件を全て満たさなければならない。

a 監理技術者補佐を専任で配置すること。なお、専任で配置する監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係）があること。

b 監理技術者補佐は、以下の資格のいずれかを有する者であること。

イ) 第 2 章 6（4）④アに記載している監理技術者を配置できる場合の国家資格等のいずれかを有している者。

ロ) 1 級電気工事施工管理技術検定「第一次検定」に合格した技士補のうち、上記 6（4）④アに記載している主任技術者を配置できる場合の国家資

格等のいずれかを有している者。

- c 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼任できる工事の数は、本事業を含め同時に 2 件までとする。なお、兼任する工事の工事種別並びに発注機関（公共・民間等）は問わない。
- d 専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼任できる工事は、工事場所が本事業の実施場所と同一の市町村又は隣接する市町村でなければならない。
- e 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、本事業における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- f 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- g 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- h 専任特例 2 号の場合の監理技術者として配置予定（他工事と兼任予定）の場合は、申請書類において専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置の有無を明記すること。

なお、専任特例 2 号の場合の監理技術者として配置予定を行わないと申請した場合でも、契約後に専任特例 2 号の場合の監理技術者として配置することを認める。

- ⑤ 取替工事業務のうち第 1 章 1（6）②イ b に掲げる L E D 道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者は、令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 3 月 29 日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

7 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、入札公告時に示される競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

近畿地方整備局及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指すものとする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、別紙3「リスク分担表」による。

ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を入札公告時に示す事業契約書（案）に反映する。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

近畿地方整備局及び事業者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、近畿地方整備局と事業者が共同または分担して負担することとし、その負担方法については、別紙3「リスク分担表」によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。

なお、近畿地方整備局及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

近畿地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する本事業の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の取替工事業務費に相当する合計額の10分の1以上とする。

① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提

供

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（２）事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

近畿地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、入札公告時に示す。

② 改善要求、支払の減額等

近畿地方整備局は、維持補修業務において、事業者の帰責事由により業務要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持補修の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者に支払うべき維持補修業務の対価の減額等を行うことができる。詳細は、入札公告時に示す。

（３）業務の履行の検査等

① LED化完了照明の部分検査

事業者は、LED化完了照明の設置完了の都度、自主検査を行い、照明の所定性能が確保された状態で通電を行うこと。

なお、取替工事期間中、事業者が希望する場合、近畿地方整備局は、指定部分により 6 回以内の部分引渡しを受けることを予定している。指定部分及び引渡し時期については近畿地方整備局との協議により決定するものとし、指定部分の LED 化完了の都度、部分検査を行い、当該検査の合格をもって検査対象となった LED 化完了照明の所有権は国へ移転するものとする。

② LED化完了照明の完工確認検査

近畿地方整備局は、LED化対象照明の全ての LED 化が完了した後に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完工確認検査）を行う。

近畿地方整備局は、完工確認検査の結果、LED 化完了照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、取替工事業務に係る対価を支払う。

③ 維持補修業務の検査

近畿地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完了検査）を行い、維持補修業務に係る対価を支払う。

ただし、補修工事業務の検査については、個々の補修工事の完了の都度、段階確認を実施する。補修工事の対価については、年度ごとに当該年度に実施した全補修工事の内容を基に設計変更を行い、当該設計変更金額に合わせて原契約との差額を精算して、各支払期に支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、近畿地方整備局は上記（２）②の措置を講ずる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業対象区域に関する事項

本施設の事業対象区域の概要は次のとおりである。詳細は、入札公告時に示す。

- ・所在地：大阪市住之江区西住之江地先 ～ 大阪府泉南郡岬町深日地先
大阪府泉佐野市りんくう往来北地先 ～ 泉佐野市高松南地先

※ 別紙1「事業対象位置図」参照

- ・事業対象：一般国道26号、481号

- ・延長：道路延長：約49.7km

路線	起点	終点	距離程	延長
国道26号	大阪市住之江区西住之江	大阪府泉南郡岬町深日	11.3kp～59.3kp	48.0km
国道481号	泉佐野市りんくう往来北	泉佐野市高松南	6.9kp～8.6kp	1.7km

2 本施設の計画に関する事項

本事業の対象とする道路照明は、高圧ナトリウムランプ及びLEDランプで構成され、当該照明ランプを点灯するために必要な灯具、配線、安定器及び自動点滅器等を含むものとし、LED化対象照明については照明柱等の支持設備も含む。（別紙2「道路照明一覧表」参照）

○ 本施設の構成

分類		ランプ種別	対象業務	対象数量
道路照明	既設LED照明	LED	維持補修	917 灯 (内、プリンカーライト 28 基)
	LED化対象照明	高圧ナトリウム	取替工事	1,325 灯 (内、プリンカーライト 46 基)
			維持補修※	

※ 事業者は、LED化対象照明のLEDランプへの取替工事業務を実施した後に、当該LED化完了照明の維持補修業務を行う。

本事業の取替工事業務には、LED化対象照明の照明柱（LED照明灯含む。）の建替え（79 基）がある。

また、本事業には、既設LED照明と取替え前のLED化対象照明（高圧ナトリウムランプ）の維持補修業務を含む。なお、LED化対象照明に対して、取替工事業務実施前に維持補修業務にて補修工事を行う場合はLED化を行うものとし、当該補修工事にてLED化した照明については、取替工事が完了したものとみなす。

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

近畿地方整備局が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び応募者が提出した第二次審査資料並びに近畿地方整備局と選定事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、近畿地方整備局と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに近畿地方整備局又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の実施する業務内容が、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、近畿地方整備局は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、近畿地方整備局は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、近畿地方整備局は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②の規定により近畿地方整備局が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、近畿地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 近畿地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 近畿地方整備局の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は近畿地方整備局に対して損害賠償の請求等を行うことができる。なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、近畿地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 近畿地方整備局又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、近畿地方整備局が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、近畿地方整備局は、事前に事業者

に通知することにより、事業契約を解除できる。

③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。

④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

3 金融機関等との協議

近畿地方整備局は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に関する資金を供給する金融機関等と協議を行い、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

なお、近畿地方整備局は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、近畿地方整備局は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、近畿地方整備局はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力する。

3 その他の措置及び支援に関する事項

近畿地方整備局は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、近畿地方整備局は、必要に応じて協力する。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりである。

名称：国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課

住所：〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手町3-1-41 大手前合同庁舎

TEL：06-6941-2500

Mail：kkrr-road26osaka@dxb.mlit.go.jp

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、近畿地方整備局ホームページを通じて適宜行う。

(<https://www.kkr.mlit.go.jp/road/maintenance/kanri/index.html>)

3 実施方針に関する説明会及び質問・意見の受付等

(1) 実施方針に関する説明会

近畿地方整備局は、実施方針に関する説明会を下記のとおり開催する。

実施日時：令和7年6月30日（月） 14時～16時

場 所：大阪府大阪市中央区大手町3-1-41 大手前合同庁舎 6階
近畿地方整備局 災害対策関連室1

なお、当該説明会に参加を希望するものは、様式1「実施方針説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、下記のとおり申し込むこと。

受付期間：令和7年6月26日（木）から6月27日（金）17時まで

提出先：第8章1の問合せ先

提出方法：電子メールの添付ファイルとして第8章1の問合せ先に送信し、電話により着信を確認すること。

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

近畿地方整備局は、実施方針等に記載された内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和7年6月26日（木）から7月10日（木）17時まで

提出先：第8章1の問合せ先

作成方法：「実施方針等に関する質問書」（様式2）、「実施方針等に関する意見書」（様式3）を用いること。

提出方法：電子メールの添付ファイルとして第8章1の問合せ先に送信し、電話により着信を確認すること。

(3) 実施方針等に関する質問回答

上記(3)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、近畿地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、実施方針等の内容に関する電話での質問受付回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(4) 意見に対するヒアリング

上記(3)により受け付けた意見のうち、近畿地方整備局が必要と判断した意見について当該提出者から直接ヒアリングをする場合がある。

(5) 実施方針の変更

近畿地方整備局は、民間事業者からの意見及び提案等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合は、第8章2の近畿地方整備局ホームページにおいて速やかに公表する。

4 使用言語

本事業に関して使用する言語は、日本語とする。

5 書類作成に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

別紙 1 事業対象位置図



別紙２ 道路照明一覧表

本表は、別冊とする。

別紙3 リスク分担表

＜「負担者」の凡例＞

○ :リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△ :リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄:原則としてリスク負担がない

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	委託企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる委託先企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	再託先企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、委託先企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
	支払い遅延リスク	2	国の支払いの遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。
		3	事業者の国への支払いの遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
	金利変動リスク	5	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期(全てのLED化完了照明の完工確認より前)に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
		6	基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	国の関連業務に関するリスク	7	国が道路照明設備に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任。	○		ただし、事業者による当該第三者との調整が不適当であったと認められる場合を除く。
	税制変更リスク	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		9	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
		10	本事業又は国が所有する道路および道路付属物の建設、維持管理・運営に特別に又は類型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	法令変更リスク	11	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる法令変更又は新設による増加費用	○		ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	法令変更リスク	12	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	
	不可抗力リスク	13	取替工事業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、取替工事業務費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。 数次にわたり不可抗力が発生する場合、取替工事業務期間中の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		14	維持補修業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○		増加費用又は損害については、国が負担する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	要求水準変更リスク	15	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		
		16	法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	
	許認可取得遅延リスク	17	許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)		○	ただし、国が許認可を取得する必要がある場合を除く。

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	知的財産権侵害リスク	18	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
	要求水準の確保に係るリスク	19	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
	住民運動に関するリスク	20	本事業の実施に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用	○	○	国の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する。
		21	取替工事の施工及び維持補修工事等に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用		○	
取替工事業務	国の貸与資料に関するリスク	22	国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		
	調査に関するリスク	23	国による道路照明設備に関する調査の不備、誤り等に起因する増加費	○		
		24	事業者による道路照明設備に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費		○	
	設計変更に関するリスク	25	国の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害	○		
		26	事業者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害		○	
	設計図書の瑕疵リスク	27	国が実施した設計結果の瑕疵による増加費用又は損害	○		
	環境対策リスク	28	本業務の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
取替工事業務	環境対策リスク	29	本業務の実施に関して、国の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	○		
		30	本業務の実施に関して、国の帰責事由以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用		○	
	引渡し遅延リスク	31	国の帰責事由による対象施設の所有権移転の遅延による増加費用	○		国は増加費用を負担する。
		32	事業者の帰責事由による対象施設の所有権移転の遅延による増加費用又は損害		○	事業者は国に遅延損害金を支払う。対象施設の整備を行う上で避けることのできない事象と国が判断する場合は協議によるものとする。
	工事中・中断リスク	33	国の帰責事由による取替工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	○		
		34	事業者の帰責事由による取替工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○	
	臨機の措置に関するリスク	35	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○	○	整備費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
	第三者への損害リスク	36	取替工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、大気汚染、地盤沈下、地下水の断絶、水質汚濁等の理由により、当該工事の施工について第三者に及ぼした損害	○	○	設計図書等の内容如何にかかわらず、LED 化対象照明の整備等を行う上で避けることのできないものと国が判断する場合は協議によるものとする。
		37	上記以外で、国の帰責事由により、取替工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		ただし、保険によりてん補された部分を除く。
		38	その他国の帰責事由以外で、取替工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	
	事前供用による損害リスク	39	国への所有権移転前の LED 化完了照明の供用時における増加費用又は損害		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
取替工事業務	契約不適合リスク	40	瑕疵の修補又は損害賠償の請求		○	瑕疵の修補又は損害賠償を請求できる期間は、LED 化完了照明の国への所有権移転後1年以内(当該瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合については、協議の上、無償修復を行わせることがある。)
	物価上昇リスク	41	取替工事期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による本業務費の増加	○	△	ただし、特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、本業務費の変更について国と協議できる。
	事業用地の維持保全リスク	42	取替工事期間中の資材置場等の維持保全及びこれに要する費用		○	
維持補修業務	臨機の措置に関するリスク	43	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○	○	維持補修費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
	第三者への損害リスク	44	国の帰責事由により、維持補修業務の実施について第三者に及ぼした損害(騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。)	○		
		45	国の帰責事由以外により、維持補修業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
	施設の損傷リスク	46	国の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○		
		47	事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用		○	
		48	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による施設の損傷を復旧するための費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
維持補修業務	維持補修業務の開始遅延・中止・中断リスク	49	国の帰責事由による維持補修業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持補修費の減額	○	○	国は事業者に生じた増加費用を負担する。
		50	事業者の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持補修業務費の減額		○	
	物価上昇リスク	51	事業期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持補修業務費の増加	○	△	一定の条件を満たす場合には、維持補修費を改定する。
契約終了・解除	原状回復リスク	52	契約の終了時又は解除時に、事業者（委託先企業その他の第三者を含む。）が所有する設備その他の物件等を作業場所から撤去するとともに、作業場所を通常交通等に支障のない状態に復旧する費用		○	
	移行期間保全リスク	53	契約解除通知時から所有権移転又は業務引継ぎの完了の時点までの施設の出来形又は施設の維持保全に要する費用		○	
	契約解除リスク	54	国の帰責事由による契約解除	○		
		55	事業者の帰責事由に契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。
		56	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
		57	法令変更に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。

Summary

1. Administrators of public facilities:

Tomohiro Hasegawa, Director-General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

2. Classification of the service to be produced:

41,42

3. Subject matter of the contract

PFI-based repair, construction and maintenance of the Development of Road Lighting Facilities under the Jurisdiction of the Osaka National Highway Office (O+BTO-scheme)

4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
October 2025 (Details to be announced.)

5. Contact point for the project:

Road Administration Division, Road Department, Kinki Regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
3-1-41 Otemae, Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka 540-8586, Japan
TEL 06-6941-2500

様式 1 実施方針説明会参加申込書

令和 年 月 日

実施方針説明会参加申込書

「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業」に関する実施方針説明会に参加
したいので申し込みます。

申請者	会社名	
	所属	
	代表者氏名	
	随行者氏名	
	随行者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

※ 参加人数は、1 社につき 3 名以内とします。

様式2 実施方針等に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針等への質問書

「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	1	第1章	1	(5)	事業目的	
(記載例)	要求水準書(案)	8	第2章	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙3					リスク分担表	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。

様式3 実施方針等に関する意見書

令和 年 月 日

実施方針等への意見書

「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	1	第1章	1	(5)	事業目的	
(記載例)	要求水準書(案)	8	第2章	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙3					リスク分担表	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。